

令和5年4月

江東区における 路外駐車場・特定路外駐車場の届出の手引き

目 次

1. 路外駐車場・特定路外駐車場の届出が必要な駐車場……………P. 1
2. 届出の流れと必要書類……………P. 2
3. 路外駐車場の届出にあたっての注意点……………P. 8

江東区土木部地域交通課交通係

〒135-8383 東京都江東区東陽 4-11-28
電話:03-3647-4784 FAX:03-3647-9287
e-mail:kotsu-k@city.koto.lg.jp

※メールの受信可能容量は8 MBまでとなります。

超過する場合はファイル転送用 URLを
お送りしますのでご相談ください。

1. 路外駐車場・特定路外駐車場の届出が必要な駐車場

届出が必要となる駐車場は、次の 1 または 2 に該当する駐車場です。

1 駐車場法の対象となる駐車場【路外駐車場】

計画されている駐車場が、路外駐車場の届出が必要な駐車場であるかご確認ください。下記の①～③すべての要件に該当する路外駐車場は、駐車場法に基づく技術的基準への適合と届出が必要になります。①及び②の両方に該当する場合は、駐車場法に基づく技術的基準に適合しなければなりません。

①一般公共の用に供する駐車場

一般不特定多数の者が、駐車場管理者が定める管理規程に基づく営業時間内において、自由にこれを使用できる状態にあるもので、特定の利用を拒むことができない駐車場。月極駐車場や従業員専用駐車場は対象となりません。

②一般公共の用に供する駐車面積の合計が500m²以上の駐車場

駐車マスの面積で車路や管理施設等を含みません。

③駐車料金を徴収する駐車場

2 バリアフリー新法の対象となる駐車場【特定路外駐車場】

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)が平成18年12月20日に施行され、対象となる特定路外駐車場を設置する際には、省令で定められた基準の適合が義務付けられ(法第11条)、届出が必要(法第12条)になりました。

対象となる特定路外駐車場は、上記「1駐車場法の対象となる駐車場」の①～③すべての要件に該当する駐車場のうち、下記の駐車場を除いたものが届出の対象です。

- ・道路附属物としての駐車場
- ・公園施設としての駐車場
- ・建築物である駐車場、建築物に附属する駐車場

2.届出の流れと必要書類

1 届出事務手続きの流れ

1-1 設置届出事務手続きの流れについて

1.事前協議

警視庁交通規制課先行交通対策係と事前協議を行ってください。

〒100-8929 千代田区霞が関二丁目1番1号

電話:03-3581-4321(代表)

2.必要書類作成

必要書類については「2 必要書類」を御確認下さい。

書類が作成できましたら事前に江東区土木部地域交通課交通係（以下江東区交通係とする）にて書類内容の確認を承ります。

窓口に持参、もしくは表紙に記載のメールアドレス宛にご送付ください。

3.書類提出

必要書類を江東区交通係まで持参して下さい。郵送での受付も行っております。副本の郵送交付をご希望の場合は、切手貼付け済みの返信用封筒を同封ください。

4.意見照会

江東区交通係から警視庁に照会を行います。

5.警視庁立入検査

警視庁交通規制課による立入り検査を実施します。

6.江東区立入検査

江東区交通係による現地調査を行います。

7.副本交付

必要書類、検査結果に問題が無ければ副本の交付となります。

- 設置届は供用開始前にあらかじめご提出をお願いします。
- 江東区が届出書類の提出を受けてから、届出者に審査済の副本を交付するまでには、概ね40日～2ヶ月を要します。

1－2 変更・廃止・休止・再開届出事務手続きの流れ

1.必要書類記入

必要書類については「2 必要書類」を御確認下さい。

※正式な提出の前に、江東区交通係にてあらかじめ書類内容を確認いたします。

窓口に持参、もしくは表紙に記載のメールアドレス宛にご送付ください。

2.書類提出

必要書類を江東区交通係まで持参して下さい。

3.江東区立入検査

規模・構造・設備に関わる変更の場合は、江東区交通係による現地調査を行います。

4.副本交付

必要書類、検査結果に問題が無ければ副本の交付となります。

- 出入口の変更がある場合は、「1 新規届出事務手続きの流れ」と同様になります。警視庁へも事前協議をお願いします。
- 路外駐車場設置変更届は供用開始前にあらかじめご提出をお願いします。
- 管理規程の変更、廃止、休止、再開した時、10日以内に管理規程変更届、廃止届、休止届、再開届等の提出をお願いします。

2 必要書類

①路外駐車場設置届に必要な書類について

路外駐車場を新設した際には、「路外駐車場設置届出書」の届出が必要です。

必要書類は表1のとおりです。

※管理規程届は共用開始後10日以内に届け出ることとなっていますが、本手続きを円滑に進めるため、「路外駐車場設置届出書」と同時に提出いただきますようお願いいたします。

※提出書類のうち「3部」となっているものの1部は警視庁提出分となります。書類はA4の大きさ(平面図等で大版のものは折る)で提出してください。

※下記の他、「特定路外駐車場」の届出が必要な場合があります。

詳細はP7-⑥「特定路外駐車場の届出について」をご覧ください。

表1 路外駐車場設置届における必要書類

	必要書類	建築物	建築物以外
設置関係	1 路外駐車場設置届出書	3部	3部
	2 駐車施設の概要	3部	3部
	3 地形図(駐車場の位置を表示したもの) 1/10,000以上	3部	3部
	平面図(平面式の場合) 1/200以上	3部	3部
	平面図(建築物の場合は各階) 1/200以上		
	①路外駐車場の区域を表示したもの		
	②付近の道路及び駐車場法施行令第7条で定める部分が記入されたもの	3部	3部
	③一般公共の用に供される部分及び一般公共以外の用に供される部分の範囲		
	④屈曲部、傾斜部の詳細(寸法)が記入されたもの		
	5 立面図 2面以上 1/200以上	2部	—
	6 断面図 2面以上 1/200以上	2部	—
管理規程	7 建築確認通知書の写	2部	—
	8 建築検査済証の写(検査後の提出)	2部	—
管理規程	9 機械式駐車装置の場合、大臣認定書の写 (ターンテーブルを除く)	2部	2部
	10 管理規程届(管理規程含む)	2部	2部
	11 業務(管理)委託契約書写(委託する場合のみ)	1部	1部

※その他、必要な書類をお願いすることができます。

②路外駐車場設置変更届及び管理規程一部変更届に必要な書類について

変更内容により、必要書類が異なります。表2をご確認ください。

※規模・構造・設備に関する変更の場合は、江東区交通係による現地調査を行います。

※出入口の変更がある場合は、路外駐車場を新設した際と同様の手続きになりますので、必要書類は各3部準備して下さい。

表2 変更届における必要書類

変更の内容	路外駐車場 設置変更届出書	路外駐車場 管理規程一部変更届	添付書類等
管理者の変更 (名称変更含む) ※人事異動等による、法人代表者変更の場合は不要	2部	(2部)	管理規程に管理者名を掲載している場合は、管理規程一部変更届も必要
管理者の住所等の変更	—	2部	
駐車場の名称変更	2部	2部	
駐車場の位置の変更(町名地番変更によるもの)	2部	(2部)	管理規程に所在を掲載している場合は、管理規程一部変更届も必要
規模 構造 設備 } の変更	2部	—	変更事項に係る図面及び指示されたもの
附帯業務の変更	2部	2部	
従業員数の変更	2部	—	
駐車料金の変更	—	2部	理由書及び指示されたもの
供用時間 供用契約 省令で定められた事項 } の変更	—	2部	

③路外駐車場廃止届に必要な書類について

路外駐車場の廃止にあたっては、「路外駐車場廃止届」を2部提出してください。なお、駐車面積が500m²未満となることにより廃止届を提出する場合には、平面図を添付して下さい。

④路外駐車場休止届(全部・一部)に必要な書類について

路外駐車場の休止にあたっては、「路外駐車場休止届」を2部提出してください。一部休止とする場合には、休止部分のわかる平面図を添付してください。

⑤路外駐車場再開届に必要な書類について

路外駐車場の再開にあたっては、「路外駐車場再開届」を2部提出してください。一部のみの再開となる場合は、休止部分と再開部分がわかる平面図を添付してください。

⑥特定路外駐車場の届出について

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)が平成18年12月20日に施行され、対象となる特定路外駐車場を設置する際には、省令で定められた基準の適合が義務付けられ(法第11条)、届出が必要(法第12条)になりました。対象となる特定路外駐車場は、届出が必要な路外駐車場のうち、下記の駐車場を除いたものが届出の対象です。

- ・道路附属物としての駐車場
- ・公園施設としての駐車場
- ・建築物である駐車場、建築物に附属する駐車場

構造及び設備について、バリアフリー新法第11条及び「移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令(平成18年12月15日国土交通省令第112号)」にて、以下の基準が定められています。

(1)車いす使用者用駐車施設を1以上設けなければならない。(自動二輪車用駐車場は除く)

- ・幅は、3.5m以上
- ・車いす使用者用駐車施設の表示をする
- ・路外駐車場移動等円滑化経路の長さができるだけ短くなる位置に設ける

- (2)車いす使用者用駐車施設から道又は公園、広場その他の空地までの経路のうち一以上を、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路にしなければならない。
- ・経路上に段を設けない(傾斜路を併設する場合はこの限りでない)
 - ・経路を構成する出入口の幅は、80cm以上
 - ・経路を構成する通路の幅は、1.2m以上とし、50m以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設ける
 - ・経路を構成する傾斜路(段に代わり、又はこれに併設するものに限る)について
 - 幅は、段に代わるものは1.2m以上、段に併設するものは90cm以上
 - 勾配は、1/12を超えない(高さが16cm以下のものは1/8)
 - 高さが75cmを超えるもの(勾配が1/20を超えるものに限る)は、高さが75cm以内ごとに踏幅が1.5m以上の踊場を設ける
 - 勾配が1/12を超え、又は高さが16cmを超え、かつ、勾配が1/20を超える傾斜がある場合、手すりを設ける)

特定路外駐車場の届け出に必要な書類は下記のとおりです。各2部をご提出下さい。

A 駐車場法に基づく路外駐車場と同時に届け出る場合

路外駐車場設置届出書に以下の書類を添付

- ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第12条第1項ただし書に基づく、路外駐車場設置(変更)届出書に添付する書面(施行規則第2号様式)(施行規則第7条第2項関係)
- ・車いす使用者用駐車施設、移動等円滑化経路、その他の主要な施設を表示した平面図(1/200以上)

※変更届には、変更しようとする内容がわかる図面を添付

B 特定路外駐車場の届出のみ行う場合

- ・特定路外駐車場設置(変更)届出書
(施行規則第1号様式)(施行規則第7条第1項関係)
- ・特定路外駐車場の位置を表示した地形図(1/10,000以上)
- ・特定路外駐車場の区域の平面図(1/200以上)
- ・車いす使用者用駐車施設、移動等円滑化経路、その他の主要な施設を表示した平面図(1/200以上)

※変更届には、変更しようとする内容がわかる図面を添付

3.路外駐車場の届出にあたっての注意点

1 届出について

- 届出前に江東区交通係へ事前相談をお願いします。
- 新設する路外駐車場設置届出書に係る書類の提出を受けた後、警視庁へ照会等を行いますので、受付から副本交付まで概ね40日～2ヶ月を見込んでください。書類の不備、現地調査の結果改善指示等があった場合は、その必要日数だけ交付が遅れます。時間に余裕を持って、届出をお願いします。
- 建築物の場合は、江東区都市整備部建築課にも事前相談をお願いします。

2 自動二輪車について

駐車場法の改正(平成18年5月31日)により、平成18年11月30日から駐車場法が対象とする「自動車」に自動二輪車が含まれました。

これに伴い、自動二輪車用の技術的基準が定められるとともに、届出が必要になりました。駐車場法第22条の規定により、届出規定に違反して届出をしなかった駐車場管理者は、50万円以下の罰金に処せられますので、ご注意ください。

3 機械式立体駐車場について

国土交通省では、機械式立体駐車場の安全性の一層の向上を図るため、機械式立体駐車場に関する製造者、設置者、管理者、利用者が先ず早期に取り組むべき事項を「機械式立体駐車場の安全対策に関するガイドライン」として策定・公表するとともに、関係団体へ安全対策の強化及び適正利用の周知について要請を行っています。また平成26年10月、ガイドラインの改定を行っております。

さらに機械式の立体駐車場は、管理されている方などにとって、保守点検事業者が行う点検内容・点検周期が適切かどうかの確認や、契約書に点検内容・点検周期をどう記載すれば良いか等が、課題となっていました。そこで、国土交通省では、「機械式駐車設備の適切な維持管理に関する指針」を策定しました。

機械式立体駐車場を使用、維持管理をするうえでの、参考としてください。

上記2点の資料は、国土交通省ホームページの

【ホーム>政策・仕事>都市>街路・連立・新交通>駐車場施策】の「機械式立体駐車場の安全対策」及び「機械式立体駐車場の維持管理」のページに掲載されています。(令和元年11月現在)

4 路外駐車場の出入口の技術的基準について

路外駐車場で自動車の駐車の用に供する部分(駐車マス)の面積が500m²以上であるものの構造及び設備は、駐車場法施行令で定める技術的基準を定めており、同施行令第7条において、自動車の出口及び入口に関する技術的基準を定めています。同施行令第7条第2項では、国土交通大臣が道路の円滑かつ安全な交通に支障がないと認めた場合に、以下の場所に路外駐車場の出入口を設置することができるとしています。

- ①道路交通法第44条第1号、第2号、第4号又は第5号に掲げる道路の部分(同条第1号に掲げる道路の部分にあっては、交差点の側端及びトンネルに限る。)
- ②橋
- ③幅員が6メートル未満の道路

国土交通大臣の認定にあたっては、道路管理者及び公安委員会等の各関係機関と緊密な調整が必要です。あらかじめご相談をお願いします。

5 駐車料金の設定について

届出が必要な路外駐車場の管理規程について、駐車料金の額は「確定額」をもつて定めなければならないとされていましたが、平成30年12月27日に駐車場法施行規則が改正され、管理規程に定める駐車料金について、駐車料金の額を「確定額」から「上限額」を定めることとされました。本改正により、上限額の範囲内で駐車料金を変更する場合、管理規程の変更及びその届出が不要となります。駐車料金の額につきましては、駐車場法施行令第16条の基準に従い設定をお願いします。

なお、改正省令の施行前に届け出がなされている路外駐車場の管理規程につきましては、変更の届け出があるまでは、「確定額」のまま有効です。

記載例：下記の金額を上限額とし、当該額以下で管理者が定める。

1時間○○円

6 各種法令等

駐車場の設置には、駐車場法、駐車場法施行令、国土交通省令、東京都駐車場条例、道路法、道路交通法、高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、東京都建築安全条例、東京都福祉のまちづくり条例、建築基準法、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例等のルールがあります。開設予定の路外駐車場が該当する各種法令については十分に確認いただきますようお願いいたします。